

差出人: 日本倉庫協会メールマガジン <merumaga@nissokyo.or.jp>
送信日時: 2024年2月26日月曜日 16:01
宛先: fksk8957@ceres.ocn.ne.jp
件名: 【お知らせ】倉庫業法が一部改正 ～トランクルーム料金・倉庫寄託約款等はWebサイト上での掲載が義務化～

フラグの内容: フラグを設定します
フラグ: フラグあり

☆ 日本倉庫協会メールマガジン Vol.481 ☆

2024年2月26日号

日本倉庫協会メールマガジンは、Web サイトで登録を行っていただいた方、
または名刺交換等で日本倉庫協会の職員と連絡先を交換いただいた方に向けて配信しております。

【お知らせ】 倉庫業法が一部改正 ～トランクルーム料金・倉庫寄託約款等は Web サイト上での掲載が義務化～

政府によるデジタル化政策の推進に伴い、倉庫業法および同法施行規則が一部改正され、店頭での掲示義務がある「料金（消費者から収受するものに限る＝トランクルーム料金等）」「倉庫寄託約款」「営業所・事業所ごとの倉庫の種類」等については、自社の Web サイト上に掲載することが義務化されます。
なお、店頭での掲示義務も従来どおり維持されます。
非掲示・虚偽記載には行政罰が課されるため、ご注意ください。

詳細については、下記の URL よりご確認ください。

URL : <https://www.nissokyo.or.jp/member/news/detail/746/>

※閲覧には会員専用サイトにログインが必要です

=====
■配信の停止について

配信停止をご希望の際は、以下の URL より手続きをお願いします。

URL : <http://nissokyo.or.jp/mailmagazine/stop/>

■メルマガおよび日倉協に対するお問合せはこちらから

<https://www.nissokyo.or.jp/contact/>

発行：一般社団法人 日本倉庫協会 <https://www.nissokyo.or.jp>
Copyright (c) Japan Warehousing Association Inc.